

## 福井県後期高齢者医療広域連合告示第23号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第16号）第4条の規定に基づき、令和5年度の人事行政の運営等の状況を下記のとおり公表する。

令和6年11月11日

福井県後期高齢者医療広域連合長 西 行 茂

### 令和5年度の人事行政の運営等の状況

#### 1 任免及び職員数に関する状況

##### (1) 任免

広域連合の職員（会計年度任用職員を除く。以下同じ。）は福井県及び構成市町からの派遣職員で構成されています。令和5年3月31日付で7人を任命解除し、令和5年4月1日付で7人を新たに任命しました。

##### (2) 職員数

広域連合長の事務部局の職員数は、福井県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第5号）で定められており、定数25人に対し令和5年度末の職員数は16人となっています。また、議会の事務部局の職員、選挙管理委員会の事務部局の職員、監査委員の事務部局の職員はそれぞれ定数5人で広域連合長の事務部局の職員が兼務しています。

職名	令和4年度末	令和5年度末	増減
事務局長	1人	1人	0人
事務局次長	1人	1人	0人

業務課長	1人	1人	0人
課長補佐	2人	2人	0人
主任	3人	2人	△1人
係長	1人	3人	2人
企画主査	1人	0人	△1人
主査	4人	2人	△2人
主事	2人	4人	2人
計	16人	16人	0人

## 2 給与の状況

職員の給与は、福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例(平成19年条例第9号)の規定に基づいて、広域連合で支給しています。

令和5年度の人物費の決算額は112,445,785円です。

※人物費には特別職(議員及び各種委員)に支給される報酬等は含まれていません。

## 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間や休暇等は、福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年条例第8号)、同施行規則(平成19年規則第7号)及び福井県後期高齢者医療広域連合職員服務規程(平成19年訓令第5号)で定められています。

### (1) 勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時

### (2) 休暇等

給与が支給される有給休暇は、事由を問わず毎年付与される年次休暇と、結婚、出産等の特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。このほか、介護休暇等における給与については派遣元市町と同様に扱います。

## 4 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいい、また、懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う

処分のことをいいます。

令和5年度は、分限、懲戒いずれの処分もありませんでした。

## 5 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。そのため、地方公務員法に基づき、法令及び上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務、職務に専念する義務、信用失墜行為及び争議行為の禁止、政治的行為や営利企業等の従事の制限等が課されています。

服務規律の確保に向けた昨年度の取組状況としては、機会を捉えて服務規律の確保の周知徹底を図るとともに、職員一人一人に対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、派遣元市町等が行う様々な研修に参加させています。また、勤務成績の評定については、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換えや昇任等の人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生

地方公務員法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、職員の公務能率の増進を図るため、各種福利厚生事業を実施しています。

### (2) 利益の保護

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局から適切な措置が執られるべきことを、職員が公平委員会（派遣元市町の公平委員会又は福井県人事委員会）に対して要求する制度です。また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会（派遣元市町の公平委員会又は福井県人事委員会）に対して不服申立てを行うことを認める制度です。